

出張報告書

平成30年11月20日

議長 京西 且哲 様

会 派 名 日本共産党

代表者氏名 中井 良介

下記のとおり報告します。

記

- 1 目 的 2018年第2回自治体問題研究所議員研修会
- 2 出 張 先 大阪府保険医協会M&Dホール
- 3 出張期間 平成30年11月12日
- 4 出張者氏名 澤田 和代 池田 啓子
- 5 てん末報告

別紙の通り

日時：2018 年 11 月 12 日 10 時～17 時

場所：大阪府保険医協会M&Dホール

参加者：池田啓子 澤田和代

《第一講座》10:00～12:00 「新制度以降の保育制度・制度の変化」

藤井伸生 京都華頂大学教授

まず今、どのような事が・・・

「2019 年度は 2020 年度以降の計画を立てる年である。保育料無料化の議論がある。誰が出すのか、給食費はどうなるのか。19 年度は国が、20 年度以降は府市で・・・」という様な事が議論されているところである。

1、「新制度」以降の保育施策の特徴

①待機児童解消は困難。小規模・幼稚園預かりをひろめる。企業主導型保育事業の増加で対応。幼稚園 2 歳児の一時預かりなど。

②量的拡大重視、質的充実軽視

国も隠れ待機児童の存在を認めている。－厚生労働省が資料を公表－

★企業主導型保育事業

市町村の関与なし、認可業務は児童育成協会。監査も同協会が行い一部パソナへ委託。固定資産税 1/3～2/3 軽減 『問題点が多い』

朝日新聞 2018.3.9 企業主導型保育事業立ち入り調査結果(2017.5～9 / 児童育成協会) 全国 432 か所で実施、7 割の 303 か所で問題あり。

2、認可保育所の整備を基本とすべき

★改訂・児童福祉法 24 条 「市町村は・・・保育を必要とする場合・・・において、保育所において保育しなければならない。」と謳われている。改訂の時、民主党が 24 条を無くそうとしたのを、自民党が反対して守られた。

★認定子ども園の拡大は、児童福祉法 24 条 1 項の形骸化。公定価格による誘導で収益増収。

★認定子ども園化は慎重に。

*1・2 号一緒の保育による困難性。 保育時間の違いから生じる遊びや生活リズムのずれ。など

公立幼稚園・保育園の認定子ども園への法的責務がない。幼稚園と保育所の棲み分けが基本・・・利用者に選択できる権利。移行するなら幼稚園の保育時の延長を(貝塚市で実施) 幼保一元化はありうるが、24 条 1 項の市町村責任でやるべき。

*小規模保育事業

基準がゆるく、特に保育士の資格や配置基準がゆるい。給食自園調理でない。安上がりになるが、保育の専門性、発達保障、安全面から、保育格差が出る。対象が 0 歳～2 歳であり、3 歳からの保育の保障がない。連携施設(保育内容の支援・代替保育・3 歳からの保育 / 3 つとも必須)

児童福祉法第 1 条「すべて児童は・・・福祉を等しく補償される権利を有する。」に反する。

★公営保育園の民営化に歯止めを

公立のコスト高を言うが。

- ①公立園では障害児保育が多い。
- ②民間、勤続年数が短い、報酬が低すぎる。

公立の意義

- ①多様な子ども(障害、虐待等)を受け止める
- ②年度途中入園(4月に定員一杯にしない)
- ③公的ネットで子育て支援

★保育料について

3歳未満(非課税)・3歳以上無償化(20年度)

消費税10%の口実。児童手当/19年度以降、所得制限(960万円)夫婦合算所得で打ち切り。給食費は支給認定区分により負担方法の違いがある。給食は保育の一環として保育経費にすべき。

*無償化が自治体に与える影響

市町村25%負担

- ①市町村独自減免ある。市町村40%の場合15%軽減
- ②市町村独自減免なし25%負担が発生

《2019年度に向けての国の施策》

*「地方裁量型認可化移行施設」の創設？

国家戦略特区で配置基準で配置基準の6割で公費補助

保育士不足の認可保育所でも移行が可能

*第2期子ども子育て支援事業計画の策定

—企業主導型保育事業の地域枠活用の「積極的な活用を」

待機児童解消を保育施策の重点に置いたのは、女性の活躍推進と言いながら、労働力の確保を安い女性で受け皿を作ろうとしたものであり、これが保育施策のゆがみを作っていると思われる。

子どもの育ちや発達を考えるのではなく、いかに安あがり多くの保育定数を増やしていけるかを考えている。企業主導型保育事業をその施策に推進しようとしている姿勢はまさにそれであり、市町村の関与が無くなることは、児童福祉法第24条を形骸化するものだと思う。

岸和田市でも企業主導型保育事業による保育園が2ヵ所出来ているようだが、第2期子ども子育て支援事業計画の策定に向け、地域枠としての位置付けは、絶対許してはいけないと強く思う。

1. 地方財政とは

地方自治法第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

地方財政は公共性を基準として、個人の基本的人権を守り、発展させるのが役割、社会正義をいかに貫くか。

2. 財政状況の変化要因

- ①地域社会の変化→人口構成、家族構成、所得構造の変化などが考えられる。日本は大家族主義から社会福祉保障制度が遅れた。
- ②地域経済の状況→景気変動、相場産業の衰退、企業の撤退など
- ③国と自治体の財政関係の変化→財源配分の変更
- ④自治体経営、財政運営の失敗
過剰な開発投資、貧困や格差問題を抱えた地域、高齢化の進展、自治体病院等の状況。

3. 地方財政の状況

財政指標による全国的な傾向は、

(1) 経常収支比率に見る状況(地方自治体の財政の弾力性「余裕」を見る指標)

100を超えると財政の自由度が制限された状況と言えるが、しかし赤字と言うわけではない。危ないといっても財政は回っている。

岸和田市は、28年度 101.1(忠岡 112.7、泉佐野 103.7 など 10市1町)、29年度 102.5(泉佐野 109.6、忠岡 109.4 など 19市6町)。

(2) 財政力指数に見る状況・自治体の財政を支える力(自前の収入でどれくらい地域の財政需要を支えられるか)を示す。

1以上であれば、不交付団体。現在府内では田尻町のみ。(関空の固定資産税)

全国で見ると東京都、

泊村、六ヶ所村、東海村(原子力発電関係)

国立市、多摩市(高額所得世帯)

鎌倉市、箱根町、忍野村、山中湖村、軽井沢町(観光)

四日市市、田尻町(企業)など77団体

(3) 財政健全化指標

①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率

2016(H28)年度決算において①②での赤字は府内市町村はない。③で最も高かったのは泉佐野市 20.9%、④で最も高かったのは高石市の 178%。

(4) 実質収支

実質収支比率3~5%が良いとされている。

2016(H28)年度決算では、最高堺市 23億94百万円、最少泉南市 3百万円で赤字団体はなし。

(5) 歳入の動き <グラフ 2011~2016> 地方税若干伸び、地方交付税、国庫支出金、地方債横並び

(6) 歳出の動き

- ①民生費の比率の上昇 ②土木費の減少 ③教育費の減少傾向 ④公債費の減少傾向
府内市町村の歳出の変化 2001年→2016年

民生費総額	1兆→1兆7千6百億円
扶助費	5千6百億円→1兆2千2百億円
投資的経費	6千億円→3千270億円
地方債残高	4兆5千億円→4兆2千946億円

4. 地方交付税について

- * 地方財税調整制度の中心的手段 経済力格差⇔公共サービスの地域間格差
- * 普通交付税と特別交付税(何か起きた時に)
- * 財源保障機能と財源調整機能
- * 地方交付税の性格
地方の独立財源(地方固有の財源)

5. 地方債の動向

臨時財政対策債…一定割合の地方交付税の原資が、地方交付税の必要額に足りないために発行される。地方債現在高の28%に達する。全国的に急増している。臨時財政対策債も自治体が起債した債務となる。

地方交付税が増えない中、臨時財政対策債を臨時財政対策債で返している状況。

府内市町村の地方債2970億円のうち、臨時財政対策債1626億円にもなっている。

6. 基金について

府内市町村で22団体が、財政調整基金73億円取り崩した。財政が黒字の時に将来に備えて蓄えておく貯金。財政が苦しい時に取り崩して補てんする。近年全国の自治体で財政調整基金が増加し、財務省は問題視している。自治体側の理由は三位一体の改革の経験や災害等不測の事態に備えるという。しかし中には基金積立が目的化しているようにも見える。

基金がたまるということは税金等とりすぎか、市民福祉に使っていないか。不測の事態に使うというなら、今困っている人がいる。そこに使うべき。

7. 財政再建のあり方をめぐって

- ・ 財政シミュレーションはあくまでシミュレーションで、将来的な影響の予測である。

住民生活をまもるためには、どうやりくりすればいいのか。⇒財政再建のための財政再建(赤字解消が優先課題)・開発のための資金捻出・自治体解体論に唾がる。

- ・ 民営化の問題点；公共性の高いものを民営化することの問題点、慎重さが必要。
民が撤廃後の問題特に水道民営化は問(地域独占によって競争原理は働かない)。
- ・ 再公営化→民営化は必ずしも安くならないし、サービスが向上するわけでもない。
- ・ 制度上の問題：国の役割・責任

90年代のバブル崩壊後の経済対策、日米貿易協議による内需拡大策が、自治体の公共事業拡大につながる。

- ・ 府県の役割を求めることが大事

8. 住民参加の財政改革を進めよう。

財政の構造改革には、住民参加が不可欠→限られた財政をいかに有効活用するか

経済的効率による規制緩和・民営化は路線(小さな政府)→赤字は減るかもしれないが地域が疲弊。議員と職員と住民の理解と協力、住民自治の活性化と学習活動。参加と協働によって多様な住民ニーズを実現する。これは社会的分断(子どもだけ、老人ばかり)や対立を乗り越える→連帯共同。弱い人が暮らしやすい社会がすべての人にとって暮らしやすい。

*我が国を取り巻く状況

日本の人口推移、人口ピラミッド。大阪府の人口変化、人口構成変化の状況をあらゆるグラフからその特徴を示し、寝たきり、認知症の高齢者の状況を「うちだけ」でないことを早く受け止めること。

*地域を支える公共施設の状況を縮小時代の地域政策とその矛盾

国土交通省《住むエリアを決める》コンパクトシティ事業、

立地適正化計画で、市街化区域…便利をまとめる(住みやすくする)というアメの部分と市街化調整区域…無くする(住みにくくする)というムチの部分を作っている。

総務省《インフラ、公共施設の老朽化》公共施設の適正管理の推進

公共施設等の適正管理の推進のための地方財政措置の拡充。集約化・複合化、長寿命化、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業、市町村役場機能緊急保全事業、除却事業。

総務省《地域包括ケアシステム》

重度な要介護状態となっても住み慣れた自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住宅・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現する。これを保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体制に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくこと。

コンパクトシティ化は、公共施設の老朽化を前提とし、財政の効率化を図るために再編成し、住民を移動させることであり、地域包括ケアシステムの住み慣れた地域で住民ぐるみで取り組むものとは原理的に矛盾する政策方向である。

*公共施設と住みよいまちづくり

先進事例から学ぶべき点

●市民の話を聞かないので早く進む

浜松市の公共施設の削減実績…2009年~2015年 439施設削減(年間維持管理費△約5億円、50年間の更新・改修経費△約1100億円)

門司市の急進的な公共施設再編…門司港地域、区役所・市民会館、図書館など老朽化が進み、近い将来建て替えが必要となる公共施設が中心市街地を取り巻くように点在している。これを門司港駅周辺に集約し複合化・多機能化する。平成30年代前半の見込み。門司区をモデルプロジェクト

●住民参加型ワークショップ 時間がかかる

さいたま市

新潟市、分権型政令市の課題

飯田市、下からの公共施設計画づくり

大牟田市、地域包括ケアシステム、空き家対策、コンパクトシティの接合

*それぞれの省庁が、少子高齢化現象を、国民にその責任があるかのように、削減ありきで、施策を国民に押し付ける考えであることをしっかり見つめる必要がある。財政の仕組みと数

字の根拠、意味を学ぶ必要がある。

* 公共施設のための単なる財源確保や統廃合ではなく、それをどのように利用すれば、住民・コミュニティが繋がり、元気になるのかが重要である。

* そのために、地域包括ケアシステム等の街づくりの方針を基礎にして、公共施設の維持管理・再配置や縮小都市政策を自治体としてどのように進めていくのかが問われなければならない、すすめ方は様々ある。

* プロセスこそが地方自治の要諦であり、それがスマート・シュリンク(賢い縮小)を可能にする。

* まちづくり計画と住民参加はその基盤である。